

平成31年度

名古屋市各会計予算

目 次

(一般会計)

平成31年第 1 号議案	平成31年度名古屋市一般会計予算	1頁
--------------	------------------	----

(特別会計)

平成31年第 2 号議案	平成31年度名古屋市国民健康保険特別会計予算	17頁
平成31年第 3 号議案	平成31年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算	19頁
平成31年第 4 号議案	平成31年度名古屋市介護保険特別会計予算	21頁
平成31年第 5 号議案	平成31年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 予算	25頁
平成31年第 6 号議案	平成31年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算	27頁
平成31年第 7 号議案	平成31年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算	31頁
平成31年第 8 号議案	平成31年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算	35頁
平成31年第 9 号議案	平成31年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算	37頁
平成31年第10号議案	平成31年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算	41頁
平成31年第11号議案	平成31年度名古屋市基金特別会計予算	45頁
平成31年第12号議案	平成31年度名古屋市用地先行取得特別会計予算	53頁
平成31年第13号議案	平成31年度名古屋市公債特別会計予算	57頁

(公営企業会計)

平成31年第14号議案	平成31年度名古屋市病院事業会計予算	61頁
平成31年第15号議案	平成31年度名古屋市水道事業会計予算	67頁
平成31年第16号議案	平成31年度名古屋市工業用水道事業会計予算	71頁
平成31年第17号議案	平成31年度名古屋市下水道事業会計予算	75頁
平成31年第18号議案	平成31年度名古屋市自動車運送事業会計予算	79頁
平成31年第19号議案	平成31年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算	83頁

一 般 会 計

平成 31 年度名古屋市一般会計予算

平成 31 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,249,889,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成31年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		594,502,001
	1 市 民 税	295,493,000
	2 固 定 資 産 税	217,446,000
	3 軽 自 動 車 税	2,567,000
	4 市 た ば こ 税	15,145,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1
	6 事 業 所 税	16,495,000
	7 都 市 計 画 税	47,356,000
2 地 方 譲 与 税		6,454,101
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,377,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,368,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	88,000
	5 特 別 と ん 譲 与 税	565,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	100
	7 石 油 ガ ス 譲 与 税	56,000
3 県 税 交 付 金		68,090,000
	1 利 子 割 交 付 金	515,000
	2 配 当 割 交 付 金	2,558,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,939,000
	4 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	652,000
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	46,290,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	74,000
	7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,794,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	738,000	

款	項	金額 千円
	9 軽油引取税交付金	13,530,000
4 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		8,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	8,000
5 地方特例交付金		6,590,000
	1 地方特例交付金	2,910,000
	2 子ども・子育て支援 臨時交付金	3,680,000
6 地方交付税		6,800,000
	1 地方交付税	6,800,000
7 交通安全対策特別交付金		900,000
	1 交通安全対策特別交付金	900,000
8 使用料及び手数料		45,499,657
	1 使 用 料	34,586,033
	2 手 数 料	6,206,087
	3 診 療 収 入	2,552,525
	4 介 護 収 入	1,313,818
	5 支 援 収 入	841,194
9 国庫支出金		212,626,245
	1 負 担 金	178,165,108
	2 補 助 金	33,716,610
	3 委 託 金	744,527
10 県支出金		58,998,100
	1 負 担 金	41,527,424
	2 補 助 金	12,703,386
	3 委 託 金	4,767,290
11 財産収入		16,302,534
	1 財 産 運 用 収 入	2,432,393
	2 財 産 売 払 収 入	13,870,141

款	項	金額 千円
12 寄 附 金		305,700
	1 寄 附 金	305,700
13 繰 入 金		21,793,969
	1 他 会 計 繰 入 金	21,793,969
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		120,632,692
	1 延滞金、加算金及び過料	184,651
	2 預 金 利 子	8,017
	3 他会計貸付金元利収入	1,057,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	87,596,820
	5 受 託 事 業 収 入	844,463
	6 収 益 事 業 収 入	9,480,135
	7 雑 入	21,461,606
16 市 債		90,386,000
	1 市 債	90,386,000
歳 入 合 計		1,249,889,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		2,381,894
	1 議 会 費	2,381,894
2 総 務 費		50,481,992
	1 総 務 管 理 費	23,508,430
	2 財 務 管 理 費	2,694,876
	3 選 挙 費	1,375,948
	4 統 計 調 査 費	262,306
	5 徴 税 費	16,862,426
	6 防 災 危 機 管 理 費	5,778,006
3 健 康 福 祉 費		331,024,801
	1 社 会 福 祉 費	97,202,534
	2 老 人 福 祉 費	58,651,046
	3 生 活 保 護 費	88,880,463
	4 国 民 年 金 費	953,971
	5 国 民 健 康 保 険 費	24,140,262
	6 介 護 保 険 費	30,116,280
	7 公 衆 衛 生 費	13,123,074
	8 環 境 衛 生 費	3,926,842
	9 保 健 所 費	9,812,132
	10 衛 生 研 究 所 費	4,218,197
4 子 ども 青 少 年 費		174,150,671
	1 子 ども 青 少 年 費	174,150,671
5 環 境 費		54,043,946
	1 環 境 保 全 費	5,160,677
	2 環 境 事 業 費	48,883,269
6 市 民 経 済 費		101,137,094

款	項	金額 千円
	1 市民生活費	2,541,791
	2 区役所費	15,371,030
	3 産業費	81,951,247
	4 工業研究所費	1,273,026
7 観光文化交流費		10,957,297
	1 観光交流費	3,900,785
	2 文化交流費	5,085,865
	3 名古屋城費	1,970,647
8 緑政土木費		74,134,140
	1 土木管理費	8,350,166
	2 道路橋りょう費	22,473,786
	3 街路費	8,903,530
	4 治水費	9,506,588
	5 緑政費	23,505,480
	6 農政費	1,394,590
9 住宅都市費		51,068,724
	1 都市計画費	28,133,309
	2 住宅費	22,935,415
10 消防費		29,261,611
	1 消防費	29,261,611
11 教育費		185,979,986
	1 教育総務費	13,128,796
	2 小学校費	81,882,410
	3 中学校費	43,731,080
	4 高等学校費	11,207,293
	5 幼稚園費	1,793,115
	6 特別支援学校費	4,963,599

款	項	金額 千円
	7 大 学 費	8,998,690
	8 私 学 振 興 費	6,554,536
	9 生 涯 学 習 費	7,618,285
	10 体 育 費	6,102,182
12 公 債 費		129,116,312
	1 公 債 費	129,116,312
13 諸 支 出 金		56,050,532
	1 公 営 企 業 会 計 支 出 金	56,050,532
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		1,249,889,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
8 緑 政 土 木 費	1 土 木 管 理 費	道路の復旧	30,000
	2 道 路 橋 り よ う 費	道路・橋りよの整備	800,000
	3 街 路 費	街路の整備	1,300,000
	4 治 水 費	河川・排水路の整備	1,200,000
	5 緑 政 費	公園の整備	300,000
9 住 宅 都 市 費	1 都 市 計 画 費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	500,000
	2 住 宅 費	市営住宅の建設	500,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
災害対策本部の移設工事	平成32年度	69,000
総合リハビリテーションセンターの空調設備改修工事	平成32年度 から 平成33年度 まで	158,000
民間特別養護老人ホームの整備補助	平成32年度 から 平成33年度 まで	444,000
歯科衛生士専門学校の電気設備改修工事	平成32年度	31,000
母子生活支援施設にじが丘荘の移転改築	平成32年度	551,000
可燃・不燃・粗大ごみ及び資源（プラスチック製容器包装）の収集委託	平成32年度 から 平成36年度 まで	3,984,000
山田地区集会施設の建設	平成32年度	132,000
南陽工場焼却設備更新等の発注設計	平成32年度 から 平成33年度 まで	34,000
南陽工場焼却設備解体工事の設計	平成32年度	30,000
猪子石工場管理棟の外壁改修工事	平成32年度	35,000
五条川工場の発電設備改修工事	平成32年度	386,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
香流橋地域センターの天井等落下防止対策工事	平成32年度	62,000
香流橋地域センターのエレベーター更新工事	平成32年度	25,000
千種区役所改築基本計画の策定等	平成32年度 から 平成33年度 まで	67,600
瑞穂区役所の空調設備改修工事	平成32年度	44,000
堀田コミュニティセンターの建設	平成32年度	96,000
地域経済活性化促進事業	平成32年度	452,000
国際展示場第2展示館等の電気設備改修工事	平成32年度	37,000
国際展示場コンベンション施設の整備	平成32年度 から 平成34年度 まで	4,000,000
国際会議場整備事業者選定支援業務委託	平成32年度 から 平成33年度 まで	50,924
芸術創造センターの空調設備等改修工事	平成32年度	537,000
文化小劇場の天井等落下防止対策工事	平成32年度	108,000
舗装道の補修	平成32年度	600,000
側溝改良	平成32年度	130,000

事 項	期 間	限 度 額	千円
黄金橋の耐震補強	平成32年度		155,000
東山こ道橋の耐震補強	平成32年度		214,000
熱田陸橋の耐震補強	平成32年度		133,000
運河橋の改築	平成32年度		59,000
交通安全施設の整備	平成32年度		150,000
正江橋の建設	平成32年度		255,000
中川橋の改築	平成32年度		184,000
鶴田ポンプ所のポンプ設備更新工事	平成32年度		51,000
戸田川排水機場のポンプ設備更新工事	平成32年度		165,000
排水施設整備	平成32年度		100,000
東山動植物園獣舎等の整備	平成32年度 から 平成33年度 まで		1,126,000
東山動植物園洋風庭園の整備	平成32年度		170,000
久屋大通公園北部園地・中央園地における特定公園施設整備履行確認支援業務委託	平成32年度		2,000
国際展示場メキシコ大通歩行者連絡通路の設計	平成32年度		19,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
国際展示場コンベンション施設歩行者 連絡通路の整備	平成32年度 から 平成34年度 まで	901,000
久屋駐車場の消火設備等改修工事	平成32年度 から 平成33年度 まで	671,000
市営住宅の建設	平成32年度 から 平成34年度 まで	4,182,000
小学校の新設	平成32年度	2,217,000
小学校校舎等のリニューアル改修工事	平成32年度	292,000
小学校校舎等の保全改修・設備改修工 事	平成32年度	112,000
小学校の空調設備改修工事	平成32年度	514,000
正木小学校校舎の賃借	平成32年度 から 平成36年度 まで	132,000
中学校校舎等のリニューアル改修工事	平成32年度	135,000
中学校校舎等の保全改修・設備改修工 事	平成32年度	337,000
幼稚園の空調設備改修工事	平成32年度	101,000
科学館ノーベル賞受賞者顕彰施設の整 備	平成32年度	890,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
美術館の外壁改修工事	平成32年度	101,000
瑞穂公園陸上競技場改築等事業者選定支援業務委託	平成32年度	26,000
総合体育館レインボーホールの控室等改修工事	平成32年度	173,000
総合体育館レインボーホール等のトイレ改修工事	平成32年度	254,000
緑スポーツセンターのトイレ改修工事	平成32年度	122,000
緑スポーツセンターの天井等落下防止対策工事	平成32年度	371,000
緑スポーツセンターの外壁改修工事	平成32年度	28,000
香流橋プールの天井等落下防止対策工事	平成32年度	109,000
香流橋プールのエレベーター更新工事	平成32年度	22,000

(変更分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 (平成30年第1号議決)	平成30年度 から 平成35年度 まで	15,000,000 外に利息相当額	平成31年度 から 平成35年度 まで	9,100,000 外に利息相当額
北名古屋工場の建設・運営 (平成27年第1号議決)	平成28年度 から 平成52年度 まで	58,000,000	平成32年度 から 平成52年度 まで	24,274,000
国際展示場第1展示館の移転改築・維持管理 (平成30年第1号議決)	平成31年度 から 平成52年度 まで	34,356,000	平成32年度 から 平成52年度 まで	34,063,000
大曽根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成30年第1号議決)	平成30年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 610千円を限度として補償する。	平成31年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 551千円を限度として補償する。
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 (平成30年第1号議決)	平成30年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,728,576千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成31年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,373,180千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (平成30年第1号議決)	平成30年度 から 平成51年度 まで	285,774,000 外に利息相当額	平成31年度 から 平成52年度 まで	283,388,000 外に利息相当額

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (平成30年第1号議決)	平成30年度 から 平成50年度 まで	61,742,000	平成31年度 から 平成51年度 まで	52,691,000
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成30年第1号議決)	平成30年度 から 平成37年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3,105,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成31年度 から 平成38年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,935,000千円及び利息相当額を限度として補償する。

第 4 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等整備費	237,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
防災施設整備費	68,000			
社会福祉施設整備費	659,000			
老人福祉施設整備費	474,000			
公衆衛生施設整備費	38,000			
動物指導施設整備費	52,000			
保健所整備費	98,000			
衛生研究所整備費	2,608,000			
子ども青少年施設整備費	1,581,000			
環境保全施設整備費	62,000			
廃棄物処理施設整備費	10,017,000			
市民活動施設整備費	8,000			
区役所整備費	271,000			
地域振興施設整備費	290,000			
産業施設整備費	233,000			
工業研究所整備費	68,000			
観光交流施設整備費	397,000			
文化交流施設整備費	829,000			
名古屋城整備費	137,000			
公共土木事業費	23,812,000			
公園緑地整備費	9,342,000			
農業振興施設整備費	75,000			
住宅建設費	2,750,000			
消防施設整備費	995,000			
教育センター整備費	683,000			
野外教育センター整備費	32,000			
義務教育施設整備費	6,339,000			
高等学校整備費	245,000			
幼稚園整備費	85,000			
特別支援学校整備費	41,000			
生涯学習施設整備費	274,000			
体育施設整備費	1,973,000			
高速道路建設資金貸付金	88,000			
高速道路事業出資金	33,000			
市立大学施設整備補助金	244,000			
市立大学施設整備資金貸付金	1,550,000			
病院事業出資金	2,626,000			
高速度鉄道事業補助金	685,000			
高速度鉄道事業出資金	2,387,000			
臨時財政対策債	18,000,000			
計	90,386,000			

特 別 会 計

平成 31 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

平成 31 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 206,084,742 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		181,944,479
	1 保 険 料	46,621,760
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	49,000
	4 県 支 出 金	134,825,066
	5 諸 収 入	448,652
2 繰 入 金		24,140,262
	1 他 会 計 繰 入 金	24,140,262
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		206,084,742

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		206,064,742
	1 事 業 費	206,064,742
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		206,084,742

平成 31 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

平成 31 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,479,875 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		27,431,971
	1 保 険 料	26,572,375
	2 手 数 料	1
	3 諸 収 入	859,595
2 繰 入 金		27,047,903
	1 他 会 計 繰 入 金	27,047,903
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		54,479,875

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		54,459,875
	1 事 業 費	54,459,875
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		54,479,875

平成 31 年度名古屋市介護保険特別会計予算

平成 31 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 196,928,490 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成 31 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 險 収 入		163,557,508
	1 保 險 料	42,120,082
	2 手 数 料	28,766
	3 国 庫 支 出 金	44,194,086
	4 支 払 基 金 交 付 金	50,198,400
	5 県 支 出 金	26,955,065
	6 諸 収 入	61,109
2 繰 入 金		30,989,802
	1 他 会 計 繰 入 金	30,989,802
3 繰 越 金		2,381,180
	1 繰 越 金	2,381,180
歳 入 合 計		196,928,490

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 險 費		196,908,490
	1 事 業 費	194,527,311
	2 他 会 計 繰 出 金	2,381,179
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		196,928,490

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
要介護認定調査の委託	平成32年度 から 平成36年度 まで	549,000

平成 31 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金
貸付金特別会計予算

平成 31 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,233,259 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 31 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		856,259
	1 事 業 収 入	856,259
2 繰 入 金		66,000
	1 他 会 計 繰 入 金	66,000
3 繰 越 金		179,000
	1 繰 越 金	179,000
4 市 債		132,000
	1 市 債	132,000
歳 入 合 計		1,233,259

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付		1,233,259
	1 事 業 費	1,233,259
歳 出 合 計		1,233,259

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	132,000	普 通 貸 借	無 利 子	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

平成 31 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

平成 31 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,792,108 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成 31 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		4,092,928
	1 使用料及び手数料	2,632,674
	2 財 産 収 入	75
	3 繰 入 金	245,703
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	443,475
	6 市 債	771,000
2 食肉流通施設収入		3,699,180
	1 使用料及び手数料	475,504
	2 財 産 収 入	474
	3 繰 入 金	2,161,877
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	871,324
	6 市 債	190,000
歳 入 合 計		7,792,108

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		4,092,928
	1 事 業 費	2,023,525
	2 整 備 費	822,600
	3 他 会 計 繰 出 金	1,246,703
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3,699,180
	1 市 場 費	1,761,744
	2 と 畜 場 費	1,014,732
	3 他 会 計 繰 出 金	922,604
	4 予 備 費	100
歳 出	合 計	7,792,108

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
本場青果仲卸棟の消火設備改修工事	平成32年度	119,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (平成30年第6号議決)	平成30年度 から 平成33年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成31年度 から 平成34年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費	771,000 190,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	961,000			

平成 31 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

平成 31 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,961,310 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 31 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額	千円
1 名古屋城天守閣事業収入			200,000
	1 寄 附 金		200,000
2 繰 入 金			503,310
	1 他 会 計 繰 入 金		503,310
3 市 債			3,258,000
	1 市 債		3,258,000
歳 入	合 計		3,961,310

歳 出

款	項	金 額	千円
1 名古屋城天守閣事業費			3,961,310
	1 事 業 費		3,672,843
	2 他 会 計 繰 出 金		288,467
歳 出	合 計		3,961,310

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
木造天守閣の昇降に関する新技術の公募	平成32年度 から 平成33年度 まで	184,555
天守閣木造復元の構台等仮設工事	平成32年度	1,142,000

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
名古屋城天守閣事業費	3,258,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成 31 年度名古屋市土地区画整理組合
貸付金特別会計予算

平成 31 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 175,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 31 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 事業収入		150,000
	1 貸付金収入	150,000
2 市債		25,000
	1 市債	25,000
歳入合計		175,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		175,000
	1 事業費	50,000
	2 他会計繰出金	125,000
歳出合計		175,000

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理組合貸付金	25,000	普通貸借	無利子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

平成 31 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

平成 31 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 388,701 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 31 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		30,529
	1 国庫支出金	6,529
	2 諸収入	24,000
2 繰入金		334,172
	1 他会計繰入金	334,172
3 市債		24,000
	1 市債	24,000
歳入合計		388,701

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		388,701
	1 事業費	123,706
	2 他会計繰出金	264,995
歳出合計		388,701

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
市街地再開発事業費	24,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成 31 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

平成 31 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,343,693 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 31 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓地整備事業収入		468,469
	1 使 用 料	183,242
	2 他 会 計 繰 入 金	285,227
2 公園整備事業収入		875,224
	1 他 会 計 繰 入 金	320,224
	2 市 債	555,000
歳 入	合 計	1,343,693

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓地整備事業費		468,469
	1 事 業 費	468,469
2 公園整備事業費		875,224
	1 事 業 費	757,368
	2 他 会 計 繰 出 金	117,856
歳 出	合 計	1,343,693

第 2 表 債務負担行為

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得 (平成21年第12号議決)	平成22年度 から 平成31年度 まで	230,000 外に利息等相当額	平成32年度 から 平成35年度 まで	62,154 外に利息等相当額

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	555,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 31 年度名古屋市基金特別会計予算

平成 31 年度名古屋市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 123,932,026 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 教育基金収入		156,311
	1 基金収入	599
	2 繰入金	127,069
	3 基金積戻金	28,642
	4 繰越金	1
2 住宅敷金積立基金収入		612,516
	1 基金収入	4,148
	2 繰入金	275,548
	3 基金積戻金	332,819
	4 繰越金	1
3 名古屋城整備積立基金収入		5,049
	1 基金収入	48
	2 繰入金	5,000
	3 繰越金	1
4 名古屋城本丸御殿積立基金収入		32,479
	1 基金収入	1,590
	2 繰入金	15,000
	3 基金積戻金	15,888
	4 繰越金	1
5 名古屋城天守閣積立基金収入		400,195
	1 基金収入	194
	2 繰入金	200,000
	3 基金積戻金	200,000
	4 繰越金	1
6 文化振興事業積立基金収入		51,060

款	項	金額 千円
	1 基金収入	993
	2 繰入金	3,000
	3 基金積戻金	47,066
	4 繰越金	1
7 国際交流事業積立基金収入		8,987
	1 基金収入	4,011
	2 繰入金	2,000
	3 基金積戻金	2,975
	4 繰越金	1
8 大規模施設整備積立基金収入		724,513
	1 基金収入	1,275
	2 繰入金	102,120
	3 基金積戻金	621,117
	4 繰越金	1
9 リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金収入		10,000,001
	1 基金収入	1
	2 繰入金	10,000,000
10 高速度鉄道建設積立基金収入		46
	1 基金収入	45
	2 繰越金	1
11 環境保全基金収入		38,609
	1 基金収入	697
	2 繰入金	1,000
	3 基金積戻金	36,911
	4 繰越金	1
12 中区役所等管理基金収入		90,808
	1 基金収入	894

款	項	金額 千円
	2 基金積戻金	89,913
	3 繰越金	1
13 介護給付費準備基金収入		3,257,223
	1 基金収入	2,521
	2 繰入金	2,381,179
	3 基金積戻金	873,522
	4 繰越金	1
14 災害対策事業基金収入		6,176,113
	1 基金収入	1,742
	2 繰入金	4,501,000
	3 基金積戻金	1,673,370
	4 繰越金	1
15 区まちづくり基金収入		40,147
	1 基金収入	35
	2 繰入金	24,000
	3 基金積戻金	16,111
	4 繰越金	1
16 子ども・親総合支援基金収入		1,183,508
	1 基金収入	2,779
	2 基金積戻金	1,180,728
	3 繰越金	1
17 アセットマネジメント基金収入		84,240
	1 基金収入	2,135
	2 繰入金	61,104
	3 基金積戻金	21,000
	4 繰越金	1
18 アジア競技大会 基金収入		2,000,001

款	項	金額 千円
	1 基金収入	1
	2 繰入金	2,000,000
19 公債償還基金収入		92,520,687
	1 基金収入	674,870
	2 繰入金	47,208,640
	3 基金積戻金	44,637,176
	4 繰越金	1
20 財政調整基金収入		6,549,533
	1 基金収入	49,532
	2 基金積戻金	6,500,000
	3 繰越金	1
歳入	合計	123,932,026

歳 出

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金		156,311
	1 他 会 計 繰 出 金	29,242
	2 積 立 金	127,069
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金		612,516
	1 他 会 計 繰 出 金	336,968
	2 積 立 金	275,548
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金		5,049
	1 積 立 金	5,049
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金		32,479
	1 他 会 計 繰 出 金	15,888
	2 積 立 金	16,591
5 名 古 屋 城 天 守 閣 積 立 基 金		400,195
	1 他 会 計 繰 出 金	200,000
	2 積 立 金	200,195
6 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金		51,060
	1 他 会 計 繰 出 金	48,060
	2 積 立 金	3,000
7 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金		8,987
	1 他 会 計 繰 出 金	6,987
	2 積 立 金	2,000
8 大 規 模 施 設 整 備 積 立 基 金		724,513
	1 他 会 計 繰 出 金	621,117
	2 積 立 金	103,396
9 リニア関連名古屋駅周辺 地区まちづくり基金		10,000,001
	1 積 立 金	10,000,001
10 高 速 度 鉄 道 建 設 積 立 基 金		46

款	項	金額 千円
	1 積立金	46
11 環境保全基金		38,609
	1 他会計繰出金	37,609
	2 積立金	1,000
12 中区役所等管理基金		90,808
	1 他会計繰出金	90,808
13 介護給付費準備基金		3,257,223
	1 他会計繰出金	873,522
	2 積立金	2,383,701
14 災害対策事業基金		6,176,113
	1 他会計繰出金	1,673,370
	2 積立金	4,502,743
15 区まちづくり基金		40,147
	1 他会計繰出金	16,111
	2 積立金	24,036
16 子ども・親総合支援基金		1,183,508
	1 他会計繰出金	1,180,728
	2 積立金	2,780
17 アセットマネジメント基金		84,240
	1 他会計繰出金	21,000
	2 積立金	63,240
18 アジア競技大会基金		2,000,001
	1 積立金	2,000,001
19 公債償還基金		92,520,687
	1 他会計繰出金	44,637,176
	2 積立金	47,883,511
20 財政調整基金		6,549,533

款	項	金額 千円
	1 他 会 計 繰 出 金	6,500,000
	2 積 立 金	49,533
歳 出	合 計	123,932,026

平成 31 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

平成 31 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,955,126 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 31 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		6,116,539
	1 繰 入 金	1,275,862
	2 振 替 収 入	4,022,677
	3 市 債	818,000
2 都市開発用地取得資金収入		6,838,586
	1 繰 入 金	590,529
	2 振 替 収 入	5,548,057
	3 市 債	700,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	12,955,126

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		6,116,340
	1 取 得 費	824,997
	2 他 会 計 繰 出 金	5,291,343
2 都市開発用地取得費		6,838,586
	1 取 得 費	703,000
	2 他 会 計 繰 出 金	6,135,586
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出	合 計	12,955,126

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	200,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	818,000 700,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,518,000			

平成 31 年度名古屋市公債特別会計予算

平成 31 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 490,702,252 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 31 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		225,275,000
	1 公 債	225,275,000
2 繰 入 金		265,397,250
	1 他 会 計 繰 入 金	265,397,250
3 繰 越 金		30,000
	1 繰 越 金	30,000
4 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入	合 計	490,702,252

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		144,545,000
	1 起 債 額 繰 出	144,545,000
2 公 債 費		346,157,252
	1 公 債 償 還 金	298,145,573
	2 公 債 事 務 費	827,039
	3 他 会 計 繰 出 金	47,184,640
歳 出	合 計	490,702,252

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	80,730,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

公 營 企 業 会 計

平成 31 年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 31 年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	150,426 人 (1 日 411 人)	198,960 人 (1 日 829 人)
西部医療センター	164,700 人 (1 日 450 人)	283,200 人 (1 日 1,180 人)
緑 市 民 病 院	65,880 人 (1 日 180 人)	78,300 人 (1 日 270 人)
計	381,006 人 (1 日 1,041 人)	560,460 人 (1 日 2,279 人)

(2) 主要な建設改良事業 東部医療センター入院・診療棟の整備
東部医療センター旧棟取り壊し等の設計

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	東部医療センター収益	16,217,788
第 1 項	医 業 収 益	13,815,247
第 2 項	医 業 外 収 益	2,142,901
第 3 項	特 別 利 益	259,640
第 2 款	西部医療センター収益	19,479,170
第 1 項	医 業 収 益	16,757,896
第 2 項	医 業 外 収 益	2,719,274
第 3 項	特 別 利 益	2,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 収 益	341,359

		千円
第 1 項	医 業 収 益	10,800
第 2 項	医 業 外 収 益	329,559
第 3 項	特 別 利 益	1,000
収 入	合 計	36,038,317

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター費	19,044,182
第 1 項	医 業 費 用	17,472,200
第 2 項	医 業 外 費 用	167,618
第 3 項	特 別 損 失	1,404,364
第 2 款	西部医療センター費	19,455,926
第 1 項	医 業 費 用	19,066,100
第 2 項	医 業 外 費 用	383,826
第 3 項	特 別 損 失	6,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 費	451,577
第 1 項	医 業 費 用	436,733
第 2 項	医 業 外 費 用	13,844
第 3 項	特 別 損 失	1,000
第 4 款	予 備 費	1,000
第 1 項	予 備 費	1,000
支 出	合 計	38,952,685

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,997,375 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

		千円
第 1 款	東部医療センター資本収入	10,517,115
第 1 項	企 業 債	7,313,000

		千円
第 2 項	出 資 金	2,626,000
第 3 項	一般会計補助金	563,290
第 4 項	国庫補助金	8,623
第 5 項	基金収入	2
第 6 項	その他資本収入	6,200
第 2 款	西部医療センター資本収入	951,380
第 1 項	企 業 債	214,000
第 2 項	一般会計補助金	726,176
第 3 項	基金収入	4
第 4 項	その他資本収入	11,200
第 3 款	緑市民病院資本収入	176,258
第 1 項	企 業 債	100,000
第 2 項	一般会計補助金	76,258
収 入	合 計	11,644,753

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター資本支出	11,048,331
第 1 項	建設改良費	10,101,444
第 2 項	償 還 金	916,885
第 3 項	投 資	30,002
第 2 款	西部医療センター資本支出	2,366,454
第 1 項	建設改良費	445,398
第 2 項	償 還 金	1,886,052
第 3 項	投 資	35,004
第 3 款	緑市民病院資本支出	227,343
第 1 項	建設改良費	100,000
第 2 項	償 還 金	127,343
支 出	合 計	13,642,128

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとお

りと定める。

起債の目的	病院事業整備費にあてるため
限度額	7,627,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 6 条 一時借入金の限度額は、14,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 8 条 救急医療経費、保健衛生行政経費、陽子線治療料減免及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、954,271 千円、79,429 千円、11,200 千円及び 58,788 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,501,360 千円及び 1,365,724 千円である。

（他会計からの出資金）

第 10 条 整備費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、

2,626,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,000,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	医療機械器具	強力放射線深部治療装置	1 台
		血管連続撮影装置	3 台
		全身用X線コンピュータ断層診断装置	1 台
		放射線治療計画システム	1 式

平成31年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

平成 31 年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成31年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画 給水量 年間 279,258,000 立方メートル
(1日 763,000 立方メートル)

給水戸数 1,321,000 戸

(2) 主要な建設改良事業 水道基幹施設整備及び配水管網整備

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
			千円
第 1 款	水道事業収益	51,322,072	
第 1 項	営業収益	50,127,651	
第 2 項	営業外収益	1,184,421	
第 3 項	特別利益	10,000	

		支 出	
			千円
第 1 款	水道経営費	51,012,072	
第 1 項	営業費用	44,306,904	
第 2 項	営業外費用	6,645,168	
第 3 項	特別損失	50,000	
第 4 項	予備費	10,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,478,571千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

		千円
収 入		
第1款	資本的収入	5,839,908
第1項	企業債	3,500,000
第2項	出資金	117,000
第3項	県補助金	89,695
第4項	他会計貸付金返還金	135,802
第5項	基金収入	3,750
第6項	基金繰入金	18,152
第7項	その他資本収入	1,975,509

		千円
支 出		
第1款	資本的支出	26,318,479
第1項	建設改良費	19,870,684
第2項	償還金	6,444,045
第3項	投資	3,750

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設建設	平成32年度から平成34年度まで	9,000,000千円
設計積算システムの 改修・保守業務委託	平成32年度から平成40年度まで	570,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	水道基幹施設整備費にあてるため
限度額	3,500,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,700,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、52,565千円、110,808千円及び68,507千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、117,000千円である。

平成31年2月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

平成 31 年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 31 年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 給水量 年間 23,058,000 立方メートル
(1日 63,000 立方メートル)
事業所数 115 カ所

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
			千円
第 1 款	工業用水道事業収益		1,073,794
第 1 項	営業収益		947,598
第 2 項	営業外収益		125,696
第 3 項	特別利益		500

		支 出	
			千円
第 1 款	工業用水道経営費		1,063,794
第 1 項	営業費用		989,614
第 2 項	営業外費用		72,680
第 3 項	特別損失		500
第 4 項	予備費		1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 567,842 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	21,940
第1項	出資金	2,514
第2項	その他資本収入	19,426
支 出		千円
第1款	資本的支出	589,782
第1項	建設改良費	453,980
第2項	他会計借入金返還金	135,802

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設建設	平成 32 年度	100,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、200千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,514千円である。

平成31年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

平成 31 年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 31 年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 29,077 ヘクタール(15水処理センター、42ポンプ所)
処理水量 年間442,860,000 立方メートル
(1日 1,210,000 立方メートル)
水洗便所の改造 800 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
				千円
第 1 款	下水道事業収益			76,589,422
第 1 項	営業収益			69,830,128
第 2 項	営業外収益			6,754,294
第 3 項	特別利益			5,000
		支	出	
				千円
第 1 款	下水道経営費			75,229,422
第 1 項	営業費用			65,758,745
第 2 項	営業外費用			9,430,677
第 3 項	特別損失			30,000
第 4 項	予備費			10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 38,943,449 千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額 5,770 千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

		収 入	千円
第1款	資 本 的 収 入		31,245,726
第1項	企 業 債		22,000,000
第2項	国 庫 補 助 金		7,984,900
第3項	そ の 他 資 本 収 入		1,237,176
第4項	水 洗 便 所 改 造 資 金 貸 付 事 業 収 入		23,650

		支 出	千円
第1款	資 本 的 支 出		70,183,405
第1項	建 設 改 良 費		43,287,346
第2項	償 還 金		26,878,179
第3項	水 洗 便 所 改 造 資 金 貸 付 事 業 費		17,880

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下 水 道 建 設	平成 32 年度から平成 35 年度まで	40,000,000 千円
汚泥処理場運転管理委託	平成 32 年度	145,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため

限度額	22,009,000 千円	
	下水道事業建設費	22,000,000 千円
	水洗便所改造資金貸付金	9,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,800,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、30,442,198 千円、3,509,467 千円、108,185 千円、93,901 千円、30,000 千円、27,000 千円及び 67,143 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,785 千円である。

平成 31 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

平成 31 年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 31 年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|------------------|------|-------------------|
| (1) 経営計画 | 最多運転車両数 | 1 日 | 908 両 |
| | 運 転 キ ロ | 年間 | 36,380,400 キロメートル |
| | | (1 日 | 99,400 キロメートル) |
| | 乗 車 人 員 | 年間 | 129,783,600 人 |
| | | (1 日 | 354,600 人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 乗合自動車購入及び停留所施設整備 | | |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
				千円
第 1 款	自動車運送事業収益			27,297,143
第 1 項	営 業 収 益			22,813,439
第 2 項	営 業 外 収 益			4,261,866
第 3 項	特 別 利 益			221,838

		支	出	
				千円
第 1 款	自動車運送事業費			26,354,544
第 1 項	営 業 費 用			25,969,707
第 2 項	営 業 外 費 用			374,837

第 3 項 予 備 費 10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,552,935 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入

千円

第 1 款 資 本 的 収 入	2,248,583
第 1 項 企 業 債	1,742,000
第 2 項 出 資 金	500,000
第 3 項 その他資本収入	6,583

支 出

千円

第 1 款 資 本 的 支 出	4,801,518
第 1 項 建 設 改 良 費	1,852,312
第 2 項 企 業 債 償 還 金	939,206
第 3 項 借 入 金 返 還 金	2,000,000
第 4 項 予 備 費	10,000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
本郷バスターミナル 改修の設計	平成 32 年度	10,000 千円
庶務事務システムの 改修	平成 32 年度から平成 33 年度まで	35,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとお

りと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限度額	1,742,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、123,625千円である。

（他会計からの補助金）

第10条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,234,418千円である。

2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,281,000千円である。

3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計から

この会計が補助を受ける金額は、386,084千円である。

- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、147,817千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 経営基盤の強化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を受ける金額は、500,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、2,300,000千円と定める。

平成31年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

平成 31 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 31 年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|-------------|------|-------------------|
| (1) 経営計画 | 最多運転車両数 | 1 日 | 674 両 (116 編成) |
| | 運 転 キ ロ | 年間 | 69,430,200 キロメートル |
| | | (1 日 | 189,700 キロメートル) |
| | 乗 車 人 員 | 年間 | 488,683,200 人 |
| | | (1 日 | 1,335,200 人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 車両購入及び駅施設整備 | | |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
				千円
第 1 款	高速度鉄道事業収益			100,312,742
第 1 項	営 業 収 益			90,852,077
第 2 項	営 業 外 収 益			9,460,665
		支	出	
				千円
第 1 款	高速度鉄道事業費			86,619,996
第 1 項	営 業 費 用			75,940,108
第 2 項	営 業 外 費 用			10,669,888
第 3 項	予 備 費			10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債1,995,000千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額37,058,270千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

		収 入
		千円
第1款	資本的収入	18,896,878
第1項	企業債	12,808,000
第2項	出資金	2,387,000
第3項	貸付金返還金	1,000,000
第4項	一般会計補助金	1,693,992
第5項	国庫補助金	616,882
第6項	県補助金	30,000
第7項	その他資本収入	361,004

		支 出
		千円
第1款	資本的支出	53,960,148
第1項	建設改良費	15,001,277
第2項	企業債償還金	38,448,871
第3項	出資金	500,000
第4項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	平成32年度から平成34年度まで	10,000,000千円
軌道総合管理システムの改修	平成32年度	103,000千円

庶務事務システムの 平成 32 年度から平成 33 年度まで 140,000 千円
改修

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費及び利子支払にあてるため		
限度額	12,808,000 千円		
	高速度鉄道事業建設改良費	10,813,000 千円	
	高速度鉄道事業特例債	1,995,000 千円	
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、29,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第 9 条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、212,003 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,380,000千円及び125,356千円である。

2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、802,340千円である。

3 建設改良費(建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。)にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,863,203千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,387,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

平成31年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

